

平成30年2月22日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成30年2月22日（木曜日）午前10時～午前10時36分

2 開催場所 第3委員会室

3 案 件

- 1 調査結果について
- 2 関係人に対する質問について
- 3 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	小豆畑 緑
副委員長	山脇 智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	長谷川章悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田 聡
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主査	花田 昌
議事調査課主査	山田 達	議事調査課主事	高木 涉
議事調査課主査	石澤貴志		

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

案件に入る前に、配付資料につきまして事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まずは、調査結果（委員長案）に対する意見。

次に、調査結果（委員長案）。

次に、委員会の所見（委員長案）。

これらは、いずれも委員のみの配付となっております。

次に、アウガ問題調査特別委員会関係人に対する質問事項。

次に、アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答。

これらは、傍聴の方にも配付しております。

最後に、証人出頭について。こちらは委員のみの配付であります。

資料の御確認をお願いいたします。

以上です。

○丸野達夫委員長 ただいま事務局から説明があったとおり、配付資料に漏れはありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、案件に入りたいと思います。

案件の1「調査結果について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の1です。

調査結果（委員長案）に対する意見につきましては、日本共産党会派の山脇智委員から1件提出がありましたので、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 それでは、調査結果に対する修正案について協議していきたいと思います。

このことについて、山脇委員に説明を求めます。山脇委員。

○山脇智委員 まず、1のアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の（3）の、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事等に対して青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項の部分なんですけれども、この委員長案では、「工事費を負担していたことに関して有用な情報は得られなかったが」ということで前段が始まっているんですが、この委員会の調査の中で、取締役会議事録にあった「アウガB1

りんご箱出店について③」という記録で、建設協力金としてビル会社が負担した分を上乗せして払うという書類が出てきたことと、野呂周生証人と沼田智光証人の証人喚問の中においても、完済はしていないと思うというように野呂周生さんからは証言があり、また、沼田証人からは、その契約は4年間で終わることになったため払う必要がなくなったと。まあ、この前段にも結構いろいろ証言はあったんですけども、こういう証言が得られたことから、この工事費の負担については、やはり全て支払われることはなかったということがこうした記録から明らかなので、調査の内容でそのようなことがわかったということを調査結果には加えたほうがいいのではないかとということで、提案をしました。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいまの山脇委員の修正案に対して御意見を伺いますが、私から先に述べさせていただきたいと思います。

今、山脇委員が話ししたように、私は有益な情報が得られなかったと書いてしまったんですが、1段落目の「地方自治法第100条第1項の規定に基づき」からと、2段落目の「一方、ビル会社元契約社員である」というところと、「また、アウガ地階飲食店『りんご箱』」云々というその3つの部分は、事実の記載ですので、これはこのまま載せてもいいのかなとは思いますが、4段落目の「以上のことから」から「考える」までは、皆さんの協議が必要だとは思いますが、そのことについて意見を求めていきたいと思っています。

どなたか御意見がある方はおられますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 今、委員長からお話があったとおりで、調査結果でわかった事実の部分だけつけ加えるのであれば、つけ加えればいいと私は判断します。以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 私は、その事実から導き出される結論というものも当然ながら加えたほうがいいと思って提案しているので、このままにしてほしいという意見です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——まあ、問題になっているその3行の部分の、「以上のことから」から「事実は確認できなかったが」までは、そこは事実なので、要は、残り1行半の文章がこれでいいのか悪いのかを協議していただければなと思っていますが。ちょっと口に出して読めないのでも…、（発言する者あり）済みません、何て言ったんでしょうか、秋村委員。

○秋村光男委員 この日本共産党さんからの「以上のことから」の部分ですね。この部分が、委員長案には載っていない部分ですよ。ですから、これは確かに載っていないんですけども、事実が認められた部分で、私はそれでよいのではないかなと思うんですけどもね。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 「事実は確認できなかった」というところまでは事実でしょう。そこから後ろの「有限会社」云々については、完済——「考える」というのは、ここの考えになってしまうので、それは事実とは言えないと思うので、私は載せなくてもいいというように判断をしました。明らかに調査した事実だけ載せればいいのかという判断をしています。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 確かに、事実を確認できたかできないかという部分でいうと、この証言の中で、完済はしていないと思うという証言が実際に経営していた方からあったことや、この沼田智光証人の喚問の際の証言でも、出店の経緯で、本来この2000万円についても、自分は本当は出したくなかったけれども出して、仕方なく請け負ったというニュアンスの話をされていたので、要は払わなかったというようなニュアンスだったと思うんですよ。そしてその中で、4年間で終わって、結局残った部分は払わなくていいことになったというので、払う必要がなくなった部分がビル会社には入らなかったということは、やはりこれは確定している事実だと思うんですよね。

なので、これが完済していたかどうかという部分では——全て払われていたかどうかじゃなくて、完済されていたかどうかという部分については、私は、完済はされていなかったというように事実として載せてもいいとは思っていますけれども、まあ、確固とした証拠というものが無いので、「完済していなかったものとする」としました。「完済していなかった可能性が極めて高い」とかでも私はいいいんですけれども、少なくとも今までの調査結果からいえば、代金に関して少なくとも全額は払われていなかったことは明らかだと私は思っています——思っているというか、それは明らかだと思います。

○丸野達夫委員長 それでは、どうでしょう、「完済されていない可能性がある」と考える」……、はい、赤木委員。

○赤木長義委員 そのほうがいいと思う。断定はしないほうがいいと思うんですよね、委員会としては。断定してしまうと結論に——「可能性がある」という、山脇委員が言ったような感じだったら、理解はします。

○丸野達夫委員長 それでは、ここを「完済されていない可能性がある」と考える」に変えることで御同意いただけますか。

〔「はい」「いいと思います」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、日本共産党さんから修正案がありましたとおり、1段落目、2段落目、3段落目をこのまま採用し、「以上のことから」から「協力金については」までをそのまま生かし、「完済されていない可能性がある」と考える」に訂正して調査結果としたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、調査結果に対する意見は、これにて終了いたしたいと思えます。

次に、案件の2「関係人に対する質問について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、お手元に配付しております「アウガ問題調査特別委員会 関係人に対する質問事項」の資料のとおり、新政無所属の会派の中村美津緒委員から関係人に対する文書による質問の提案がありましたので、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 それでは、このことにつきまして、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 このたび、さきの本委員会におきまして、現執行部である経済部より、平成21年3月の当時の経済部、いわゆる青森市のですね、青森駅前再開発ビル株式会社――以下「ビル会社」と呼びますが、このビル会社に対してのかかわり方、そしてどのように経営状況を認識していたのかということをお尋ねいたしました。今回、市側は初めて、当時ビル会社は、平成21年度当時から債務超過であるということを確認しました。そして、その際、当時の市長にも、実績報告書そのものは見せていないが、このままでは期末決算で債務超過となる旨は報告していたというようなことを経済部は答弁しました。それが新聞に載りまして掲載されましたが、この結果を踏まえまして、私は、過去の債務超過がどのように報告されていたのか、平成21年第2回定例会の予算特別委員会からの記録を読み返しましたが、期中において債務超過であるということは一切触れておりませんでした。当時の企画財政部理事でありました佐々木淳一氏も、議員に対する説明会でビル会社の損益計算書を説明したと記載されておりましたが、ということは、当時の議員の皆様にも、債務超過であるというその損益計算書は報告、説明をしていたということになりますけれども、恐らく聞いていなかったと私は考えております。

それでは、期中に債務超過であったことを本当に認識していたのかということが、一方だけの話では説明が不十分であると私は考えました。これは、報告した、いや聞いていないという、言った、聞いていないという短絡的な質問をするためだけではなくて――17億5000万円余の債権放棄をするに至った経緯というものを、全く現在も調査できていない状況であります。今回、議員の過半数を得て百条委員会が設置されまして、目的を持って現在調査が進められているわけですが、前市長の証人喚問も否決された現在、今回の調査項目であるアウガが経営破綻に陥るまでの経緯も全然調査できていないことから、当時の市長がどのようにかかわっていたのか、また、当時のビル会社のトップがどのようにかかわって、経営状況をどのように認識してい

たのかということ、報告書をまとめるための事実確認の補強のためにも、私は必要と判断いたしました。そして、これは警察や検察の調査の対象外でありまして、議会にしかできない調査項目でありますので、ここに意味があることから、このたび文書により質問をさせていただきたいという経緯になりました。

要求先は、鹿内博前市長であり、質問内容は、皆様のお手元の資料に記載されているとおりです。そして、あともう1人、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長に対しての質問です。これらは、回答希望期限を3月2日と定めましたので、最終の報告書にはぎりぎり間に合うと私は考えておりますので、どうぞ皆様の御理解と御審議をお願いしたいと申し上げます。

以上です。

○丸野達夫委員長 ただいまの中村委員の提案に対して、御意見等ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 まず、鹿内前市長については、前回――前々回でしたか、丸野委員長からお話がありましたけれども、元公務員に対しての質問になるので、これは現在の市長の許可も必要になるということが大前提にあるかと思えます。そういう中で、平成21年のクリスマス議会の時に、債務超過になりそうだという話はきちっと説明があったと思えますし、答弁の中でもその旨はあったと思えます。そういう状況であることに対して、改めて――当時の鹿内市長のマニフェストである商業施設での再生ということがかかわったことであり、そしてその結果、平成28年にその責任をとっておやめになったという事実の中で、それ以上のものはないという判断をしますので、ここについては、鹿内前市長への文書の質問をする必要はないと思えます。

また、平成21年の段階の話は今されましたけれども、その時、確かに期中で債務超過になったという瞬間風速があったのは理解します。でも、決算というものは、3月までの間でどうなるかということで、当時のことを考えたときに、当時はやはりテナントさんへの配慮とかそういうこともあって、言葉を選びながら経済部も言っていたということは、当時いた者としてそのように認識をしています。そういうことであれば、このことについて改めて蝦名社長に文書を出す必要はないと私は認識します。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 鹿内前市長が債務超過をきちんと把握していたかどうかということは、やはり私はとても重要なことだと思います。まあ、古いことでわかっていないと思うこともあるんですけども、ただ、トップですから、そこで説明を受けたかどうかということはやはり責任を持って、こういう大事な債務超過の報告ということは本人に残っていると思うんですよね。です

から、私は、これは質問をするべきだと思います。まあ、当時の蝦名社長に対しては、このところは皆さんの意見のままにということですが、前市長にはきちんと聞いたほうが良いと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 先日の質問で、佐々木元経済部長について質問をした際に、債務超過だということ把握していたというようなお話があったんですが、その点で鹿内前市長は、マスコミとかの話で公式の場ではないんですけども、当時債務超過だという認識はなかったというような発言をしています。あと、モニタリング資料についても、前市長はたびたび議会答弁などでも述べているんですが、仮に読んでいたとすれば、債務超過だということは把握していなければならないだろうし、でもそういう部分の事実というのは、確認するすべが今はもうない状況で、これを質問してどういう回答が返ってくるかはわからないですけども、質問することによって、当然先ほど言った事実関係の補強ができるということは私も同じように思いますので、賛成したいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 1点つけ加えるなら、当然、文書による説明——この間、佐々木淳一さんをお呼びしましょうかという話の中で、経済部に対して質疑をしました。であれば、やはりこういったこともその段階で加えて出しておくべき話だと私は思うので、あえて今やる必要はないと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありませんか——なければ、意見が分かれておりますので、起立により採決したいと思います。

なお、鹿内前市長に関しましては、元公務員であり守秘義務の規定に該当しますので、そのことを踏まえた上で御判断していただきたいと思います。

まず、前青森市長鹿内博氏に対し、文書質問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立少数であります。よって、鹿内氏に対し文書質問を行うことは、否決されました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長蝦名文昭氏に対し、文書質問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立少数であります。よって、蝦名氏に対し文書質問を行うことは、否決されました。

以上で、案件の2は終わります。

次に、案件の3「その他」に入ります。

「野呂和生氏の証人喚問について」を議題といたします。

元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏から提出のあった診断書等については、あらかじめ各委員にその内容を御確認いただいたことと思います。

これまでの経緯を整理いたしますと、まず、平成29年12月13日の本委員会におきまして、野呂氏の証人喚問を起立多数で可決するとともに、野呂氏に対して文書による質問を行うことにいたしました。

平成29年12月20日の本委員会におきまして、野呂氏からの回答文書を踏まえて証人出頭請求の取り消しを諮ったところ、起立少数で否決となりました。

平成30年1月12日の本委員会において、野呂氏からの体調不良の申し出について協議し、証人出頭請求の取り消しを全会一致で可決するとともに、後日提出される診断書を踏まえて、再度、野呂氏の証人喚問について協議することといたしました。

以上の経緯を踏まえて、改めて野呂氏の証人喚問について協議したいと思います。

野呂氏を証人喚問すべきかどうか、御意見を伺います。なお、具体的な病名等の発言は控えていただきますようお願い申し上げます。

御意見ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 個人情報ですけれども、これは事前に――ちょっと確認です。事務局として、事前に診断書等の説明は各委員にはしたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 各委員には、事務局において持ち回りで診断書等の内容を御説明させていただきました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 一応、全員が説明を受けたという共通認識があるので、私の判断としては、体調不良だということは十分理解できましたので、証人喚問はしなくていいと判断します。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 診断書には、病名のようなものが書いてありますが、私たちが求めているのは、これこれのために、出頭しての証人尋問に耐え得る、あるいは耐えられないという判断を求めていたところだと思っています。ですから、事前に持ち回りで見せられた診断書等の中からは、本委員会に出てこられないというものは見つけ出すことができませんでしたので、証人尋問をしたいというように思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 私は、診断書をいろいろ見させていただきましたけれど

も、やはり医療の知識等がなくて、あれを見ただけでは全くもってわからなかったんですが、ただ、事実確認をさせていただきましたら、野呂和生氏が書いてきた証人出頭についての1月12日の文書は、1月11日の検査において主治医から健康管理に十分留意するように指導を受けたところですよというふうなはしりで――診断書は2月13日に提出されました。その診断書の内容ですが、病名は言えませんが、1月末より声がかすれている、それが改善しないためというような記載がされておりました。そして、最後のほうには、以後の当科の受診予定はないというようにされておりました。

まあ、その診療科から診断書が作成されていたわけではありますが、1月初旬の百条委員会では、現在複数の検査をしているので、その検査が終わらないと診断書は出せないという御報告をたしか私たちは受けました。そうなりますと、その検査をしているところから診断書が提出されるものだと私は考えておりましたが、診断書を提出されたのは違う病院でした。その違う病院から違う病院への診断レポート照会、診断情報提供書などの中にも、悪性所見を認めませんでしたというように書かれてもおりました。

よって、今回の診断書の内容は、声がかすれているとのことですので、十分に私たちの尋問には耐えられると私は考えておりますし、着座して、マイク等の環境整備をしっかりと私たちがすることによって、十分に私たちの質問には答弁できるとも考えております。東京都議会の百条委員会でも、元都知事は、字も書けない、そして記憶も当時のことは全く覚えていないと言いながらも、しっかりと尋問には答えている姿を私は見ておりますので、ぜひ、野呂和生氏に関しましては、証人喚問すべきだと私は考えております。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、秋村委員。

○秋村光男委員 私も、診断書を見せてもらいましたけれども、あの診断書を見て、これなら大丈夫で尋問に耐えられるじゃないかという、そういう判断はちょっとできないですね。ただ、医師は、尋問に耐えられますよとか耐えられませんかよとかという判断はできないでしょう。あくまでも、医師は病名をそこに書くだけであって、尋問に耐えられる、耐えられないということは、医師からは出てこないと思います。私は、そのようにして判断をしたいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、木戸委員。

○木戸喜美男委員 今、中村美津緒委員から、元都知事がいろんな形でできたということがありましたけれども、私の聞くところでは、陰のほうでお医者さんとか看護師さんとかが待機しながら、そうして万全を期してやったという話も聞いておりますし、今、秋村委員から言われたように、決定的にこれでいいんだという部分がないので、何かあっても、生命とかいろんなこと

もあります。よって、私は、ちょっとこれは無理をしないで、喚問しないほうがいいのではないのかなと感じているところです。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか――なければ、意見が分かれておりますので、証人喚問についてはお諮りしたいと思います。なお、出頭日時は3月8日午前10時、場所は第3・第4委員会室、証言を求める事項は以前に決定した内容でお諮りしたいと思います。それでよろしいでしょうか。つけ加える必要はありませんか。

〔「ないですね」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、これから証人尋問通告一覧を配付した上でお諮りしたいと思いますので、事務局、配付をお願いいたします。

〔証人尋問通告一覧配付〕

○丸野達夫委員長 3枚物で、24項目の質問項目があるみたいですが、お手元に配付されていますか。

では、記載漏れがないということで、お諮りしたいと思います。

証人喚問の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1―8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成30年3月8日午前10時に、議事堂第3・第4委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問通告一覧に記載の証言を求める事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立少数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき野呂和生氏を証人として本委員会に出頭を求めることは、否決されました。

その他、皆様から何かありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 1つ確認です。先ほど、赤木委員は、平成21年度の時に

債務超過であったことを認識していたというようにお話しされましたが、それで間違いなかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 赤木委員、答えますか。

○赤木長義委員 ちょっと調査にかかわる話ではないので、答える必要はないと思いますけれども、私の質問に対して答弁が出てきていますので、そのとおりに判断していただければと思います。平成21年の議事録を読んでもらってください。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——事務局からありますか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 特に意見がありませんので、実質的な調査は以上で終了となります。

最終的な委員長報告書案につきましては、作成次第、各委員に配付いたしますので、その内容について次回以降の委員会で協議したいと思います。それでよろしいでしょうか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 そうすると、今後のスケジュールというか、今後の流れは、百条委員会のあり方はどうなるのか、お答えできますでしょうか。

○丸野達夫委員長 事務局で今後の流れを説明できますか。はい、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 ただいま、委員長からも説明がありましたとおり、実質的な調査というものは、一応、本日の今のこの状況で終了かと思っておりますので、先ほどの調査結果で、日本共産党会派からの修正案の反映も含めて閉会日に委員長報告する予定となります。その最終的な委員長報告書案を作成次第、各委員の皆様へ配付させていただきますので、その内容について最後に御確認いただいて、委員会としての調査を終了するという段取りを考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 調査事項1のほうは、ある程度いろんな調査ができたわけですが、調査事項2の、アウガが経営破綻に陥るまでの経緯というものが、全くまだ中途半端なような感じを私は受けるのですが、それも、一応報告書を見てからつけ加えるというような判断ということでもよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 委員長報告書……、まあ、これはまだ私の私案の段階ですけれども、調査結果にも含めていますし、委員会の所見の委員長案の中にも書いたつもりではいますけれどもね。総括の部分で、特に述べたつもりです。

はい、赤木委員。

○赤木長義委員 いつの委員会だったか忘れてしまったけれども、委員長として

も、B S Mの報告書で大体流れがわかるのでということで、そういう形でまとめたいというお話をされて、そのことを踏まえて考えましょうという形で委員会が進んできているので、私は委員長案のとおりでよろしいかと思いません。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——よろしいですか、そのスケジュールリングで。（「いいと思います」と呼ぶ者あり）

よろしければ、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、3月8日午前10時を考えておりますが、よろしいでしょうか——3月8日は、総括質疑の次の日です。そこしか日にちがないので、申しわけないんですが——総括質疑の次の日が1日あいていまして、その次の日から予算特別委員会が始まるんですが、（「予算特別委員会中はちょっと嫌だから、その前しかないでしょう」「その前に決めちゃえばいい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回のアウガ問題調査特別委員会は、3月8日午前10時から開催し、委員長報告案を協議いたしますので、よろしく願いたいと思います。

〔赤木長義委員「委員長」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 はい、赤木委員。

○赤木長義委員 委員長報告案の協議だけでいいんですよね。そういうことですよね。

○丸野達夫委員長 私の認識は、締切日を提示してそれについて意見を求めて、締め切って、山脇委員から訂正案があつて、そのことを今盛り込んだ上で皆さんに——まあ、てにをはの修正はありますよ。てにをはの修正はしますが……。

○赤木長義委員 新たなものは出てこないという認識でいいですよ。

○丸野達夫委員長 私はそう思っています。

○赤木長義委員 はい、わかりました。

○丸野達夫委員長 それと、委員会の所見のほうも意見がなかったということで。

それでは、次回のアウガ問題調査特別委員会は、3月8日午前10時から開催し、委員長案の協議をしたいと思えます。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)